

スポーツスクールクレセル 会員規約

一般社団法人ココロロが運営する当スクール（以下、当スクールといいます）の利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条（名称）

一般社団法人ココロロが運営する当スクールの名称・所在地は下記に明記しているもののほか、下記 URL のホームページに明記されているものとします。（以下「当スクール」といいます）

名称及び所在地

名称： 「クレセルバルシューレススクール」

「クレセルバスケットボールスクール」

その他、ホームページ (<https://www.creecer.club>) に記載されているスクール

所在地：兵庫県神戸市中央区磯辺通 1-1-18 カサベラ国際プラザビル 707

第2条（目的）

当スクールは、スポーツを通じて、基礎運動能力・自発性・社会性を身につけることを目的とします。

第3条（会員）

本人、保護者が第2条の目的に賛同し、スポーツを行うのに適した健康状態で活動出来、所定の手続きを行った方が会員となることが出来ます。

第4条（月会費等のお支払方法）

当スクールは、月謝制（月極契約）、前納制となっております。原則、毎月14日に翌月の月会費等を会員様指定の金融機関の口座より自動振替にてお支払いいただきます。スクール開始から2ヶ月分については、本スクール指定する方法及び期日にお支払いください。3ヶ月目より自動振替となります。

第5条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

- ・第14条に基づく退会の手続きを取ったとき
- ・除名
- ・死亡及び失踪
- ・施設の全てが閉鎖されたとき

第6条（会員資格譲渡禁止）

会員資格本人限り譲渡若しくは相続その他包括承継できないものと致します。

第7条（除名）

会員が次の各号に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- ・当スクールに関する規則等に達背したとき
- ・当スクールの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- ・当スクールに関する諸料金の支払いを怠ったとき
- ・他の会員や指導員、当教室に対して勧誘、セールス、誹謗中傷や暴力行為、その他の迷惑行為があったとき
- ・その他、当スクールが会員として不適切と判断したとき

第8条（スポーツ安全保険の加入）

会員は入会と共にスポーツ安全保険に加入します。保険の加入手続きは全て当スクールにて行い、年度単位での更新となります。（4月～翌年3月）万一会員が怪我及び当スクールの定める特定疾病になった場合、当スクールの災害補償規程に基づいて見舞金をお支払いします。（補償期間は、練習開始日から3月末日までとなっております）事故等における補償責任は、当スクールが加入する保険会社の約款以内とします。尚、活動中の負傷事故では、補償制度の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとします。

第9条（負傷時の対応及び免責事項）

会員が、スクール中に負傷した場合には、指導員が応急救置を施し、必要に応じ病院への搬送等その状況に応じた対応をいたします。本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本スクールの管理内であっても本スク

ール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負いかねます。

第10条（練習日、会場）

練習日：指定の日時で行います。

会 場：指定した会場で行います。

本スクールのレッスン日、時間については、スクールが定めた年間練習予定によります。

やむを得ない事情が発生した場合や荒天時は、定められたスクール日、時間等を変更または中止することがあり得ます。その場合にはご登録いただいた LINE へご連絡いたします。荒天時の練習の有無は、練習開始 30 分前迄に決定します。

第11条（ユニフォーム）

本スクールに受講する際は、本スクール指定のユニフォームをご着用ください。

第12条（欠席）

当日のスクールを欠席される場合は、レッスン開始前までにスクール事務局まで LINE にてご連絡ください。ご連絡いただけない場合には振替レッスン受講の権利は付与されませんのでご注意ください。

第13条（振替制度）

第12条の欠席連絡により発生した振替レッスンを受講する権利、また荒天時や休校により本スクールから付与された振替レッスンを受講する権利は以下の方法で行使することができます。但し振替期限を越えての行使は出来ないものとします。

振替参加は振替練習参加前日までに LINE にてご連絡ください。

自己都合による欠席による振替については、第12条の欠席のご連絡があった場合のみ受講することができます。

振替期限は欠席日から半年間とし、本スクールで開校しているスクールを種目問わず受講することができます。但し定員に空きがあると担当指導員が判断した場合のみとなりますのでご希望の日程で受講できない場合があること致します。また、退会後の振替参加は出来ないものとします。

第14条（退会）

会員は、退会希望の前月末日までに所定の用紙に必要事項を記入し、担当指導員に提出し、退会することが出来ます。(例) 6 月末退会を希望する場合は、5 月末日までに提出。

※提出の翌月分の月会費より徴収(口座振替)を停止します。

※年会費についても退会の手続きに付随します。

第15条（写真などの取り扱いについて）

当スクールが活動中に取得した会員の写真・画像・映像については、当スクールがホームページやその他プロモーションに使用する場合があります。

第16条（個人情報の取り扱いについて）

会員についての連絡先等の情報は、当スクールと関係なく使用することなく、厳重に取扱い保護に努めます。

第17条（本規約の更新等）

本スクールは、会員に事前承諾を得ることなく上記内容を改定することができ、会員は予めこれを同意するものとします。本内容を改定した場合は、ホームページ告知などの方法により周知するものとし、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとします。

第18条（発効）

本規約は 2025 年 5 月 1 日より発効するものとします。